かりゆしぬ村指定訪問看護ステーション 重要事項説明書

ご契約者に対して指定訪問看護ステーションよりサービスを提供します。 事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り 説明します。

※ ステーションでのサービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」 「要介護」と認定された方が対象となります。

| ◊◆ | •目 次◆◇ |
|---------------------|--|
| 1.事業者・・・・・・・・・・ | |
| 2. ステーションの概要・・・・・・ | |
| 3. ステーションの運営方針・・・・ | |
| 4. 職員の体制・・・・・・・・・ | |
| 5. 事業実施地域及び営業時間・・・ | |
| 6. 訪問看護の提供方法・・・・・・ | |
| 7. 訪問看護の内容・・・・・・・ | • • • • • • • • • • • • • • • 4 |
| 8. 利用料金・・・・・・・・・・ | 5 |
| 9. 利用の中止・変更・追加・・・・ | • • • • • • • • • • • • • • • • • • • 11 |
| 10. 緊急時の対応・・・・・・・・ | • |
| 11. 事故発生時の対応・・・・・・ | • |
| 12. サービスの利用に関する留意事項 | • • • • • • • • • • • • • • • • • • 12 |
| 13. 苦情の受付について・・・・・・ | • • • • • • • • • • • • • • • • 12 |
| 14. 協力医療機関・・・・・・・・ | |

1. 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人 松籟会
 (2)法人所在地 沖縄県名護市字宇茂佐 1873 番地の 1
 (3)電話番号 0980-53-1934
- (4) 代表者氏名 理事長 仲兼久 文政
- (5) 設立年月 昭和56年9月15日

- 2. ステーションの概要
- (1) ステーションの名称 かりゆしぬ村指定訪問看護ステーション

平成 27 年 4 月 1 日指定 沖縄県第 4760990087 号

(2) ステーションの目的

社会福祉法人 松籟会が設置する、かりゆしぬ村訪問看護ステーションの職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図ることで、指定訪問看護及び、指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を確保する事を目的とする。

- (3) ステーションの所在地 沖縄県名護市宇茂佐 1873 番地の 1
- (4) 電話番号 0980-53-5580
- (5) 管理者氏名 長山 貴子
- 3. ステーションの運営方針
- (1) ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理 及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅 療養ができるように努めなければならない。
- (2) ステーションは、事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- (3) ステーションは、事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、 福祉保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な 連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

4. 職員の体制

ステーションでは、ご契約者に対して指定訪問看護ステーションよりサービスを 提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種 | 常勤 | 兼務 |
|-------------|----|----|
| 1. 管理者(看護師) | | 1 |
| 2. 看護師 | 3 | 1 |
| 3. 理学療法士 | 1 | |
| 4. 作業療法士 | 1 | |

- 5. 事業実施地域及び営業時間
- (1) 通常の事業の実施地域 名護市(その他の地域は相談に応じて検討します)
- (2) 営業日及び営業時間

| 営業日 | 月曜日 ~ 土曜日 | 8時30分~17時30分 |
|------|-----------|--------------|
| 受付時間 | 月曜日 ~ 土曜日 | 8時30分~17時30分 |
| 緊急体制 | 24 時間対応体制 | |

- ※ 日曜祝祭日、年末年始は原則としてお休みさせていただきます。ただし、緊急時は 訪問いたします。
- ※ 台風による路線バスの運休時や災害時はお休みです。緊急時は「かかりつけ病院、 医院」にご連絡下さい。ただし、医師との調整で直接訪問看護ステーションへ連絡 を取ることもできます。
- ※ インフルエンザ感染症等が訪問看護ステーション職員(家族)などに発生した場合 ご利用者(ご家族)様への感染を防ぐ為、自宅待機となる事があり、訪問を中止せざ る負えない状況もあります。
- 6. 訪問看護の提供方法
- (1) 利用者がかかりつけの医師に申し出て、主治医がステーションに交付した 指示書により、訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- (2) 利用者又は家族からステーションに直接連絡があった場合は、かかりつけ医 に指示書の交付を求めるよう指導する。

7. 訪問看護の内容

ステーションでは、主治医の指示に基づきご契約者のご家庭に訪問し、療養上の お世話や必要な診療の補助を行います。

- 1. 病状・全身状態の観察、健康管理
- 2. 経管栄養、留置カテーテルの管理
- 3. 床ずれの予防や傷の手当
- 4. 点滴
- 5. インスリン注射・血糖測定・服薬管理
- 6. 痰の吸引
- 7. 在宅酸素の管理指導
- 8. 人工呼吸器の管理・指導
- 9. 終末期の看護
- 10. 医療器具の管理 (チューブ・等)
- 11. リハビリテーション (定期的な看護職員よる訪問があります)
- 12. 関連機関と密な連携をとり、利用者やご家族が安心して療養生活が送れるように、支援や調整を致します。

8. 利用料金

ご利用者様がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、 ご利用者様からいただく「利用者負担金」は、介護保険の場合は原則として基本利 用料の1割、または2割です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービ スを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 介護保険による訪問看護の利用料

【基本部分】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

(下記表は1割負担を掲載しております。利用料は介護保険証負担の割合にてかわります)

| サービスの内容 1回あたりの所要時間 | 要介護基本料金 ※ (注1) 参照 | 利用者負担金 (基本利用料の1割) ※(注2)参照 | 予防介護 基本料金 ※(注1)参照 | 利用者負担金 (基本利用料の1割) ※(注2)参照 |
|-----------------------|-------------------|---------------------------------|-------------------------|---------------------------------|
| 20 分未満 | 3,140 円 | 314 円 | 3,030 円 | 303 円 |
| 20 分以上 30 分未満 | 4,710 円 | 471 円 | 4,510 円 | 451 円 |
| 30 分以上 1 時間未満 | 8,230 円 | 823 円 | 7,940 円 | 794 円 |
| 1時間以上1時間30分未満 | 11,280 円 | 1,128 円 | 10,900 円 | 1,090 円 |

[※] 准看護師等が行う訪問看護は所定単位数に 90/100 に相当する単位数を算定する。

⁽注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も 自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

⁽注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を ご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

<理学療法士等が行う訪問看護>

| サービスの内容 | 要介護基本料金 ※(注1)参照 | 利用者負担金 (基本利用料の1割) ※(注2)参照 | 予防介護 基本料金 ※(注1)参照 | 利用者負担金 (基本利用料の1割) ※(注2)参照 |
|------------------------------|-----------------|---------------------------------|-------------------------|---------------------------------|
| 1回につき (1回あたり 20 分) | 2,940 円 | 294 円 | 2,840 円 | 284 円 |

<理学療法士等が行う訪問看護の減算>

| サービスの内容 | 要介護基本料金 ※(注1)参照 | 利用者負担金 (基本利用料の1割) ※(注2)参照 | 予防介護 基本料金 ※(注1)参照 | 利用者負担金 (基本利用料の1割) ※(注2)参照 |
|-----------|-----------------|---------------------------------|-------------------------|---------------------------------|
| | 緊急時訪問看護 | 加算、特別管理加算 | 、看護体制強化加算 | 草の算定していない |
| 看護職員≧リハ職員 | 2,860 円 | 286 円 | 2,760 円** | 276 円** |
| 看護職員<リハ職員 | 2,860 円 | 286 円 | 2,760 円** | 276 円** |
| | 緊急時訪問看護 | 護加算、特別管理加算 | 京、看護体制強化加 | 算の算定している |
| 看護職員≥リハ職員 | 2,940 円 | 294 円 | 2,760 円** | 276 円** |
| 看護職員<リハ職員 | 2,860 円** | 286 円** | 2,760 円** | 276 円** |

※12 月を超えて訪問を行う場合は更に 15 単位減算

※理学療法士等が行う訪問看護は1日に3回以上を行う場合、

1回につき所定単位数に90/100に相当する単位数を算定する。(上限週6回まで)

※理学療法士等が行う訪問看護予防は1日に3回以上を行う場合、

1回につき所定単位数に50/100に相当する単位数を算定する。(上限週6回まで)

- (注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も 自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- (注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を ご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

* (下記利用料は1割負担額を掲載しております。利用料は介護保険証負担の割合にて変わります。)

| 加管の発料 | 加管の亜伊 | 加 | 算額 |
|------------------|---|----------|---------|
| 加算の種類 | 加算の要件 | 基本利用料 | 利用者負担金 |
| 初回加算 I | 退院した日に新規に訪問看護を開始する 場合 | 3,500 円 | 350 円 |
| 初回加算Ⅱ | 新規に訪問看護を開始する場合 | 3,000 円 | 300 円 |
| 夜間・早朝 | 夜間 (18 時~22 時) 又は早朝 (6 時~8 時) にサービス提供する場合 | 所定基本利 | 月料の 25% |
| 深夜加算 | 深夜(22 時〜翌朝 6 時)にサービス提供 する場合 | 所定基本和 | 月料の 50% |
| 複数名訪問加算 | 同時に複数の看護師等が1人の利用者に 対して30分未満の訪問看護を行った場 合(1回につき) | 2,540 円 | 254 円 |
| 该级石研问加弄 | 同時に複数の看護師等が1人の利用者に 対して30分以上の訪問看護を行った場 合(1回につき) | 4,020 円 | 402 円 |
| 緊急時訪問 看護加算 I | (1) 利用者の同意を得て、利用者又はその 家族等からの看護に関する相談に常時 対応できる体制にある場合 (2) 緊急時訪問における看護業務の負担の 軽減に資する十分な業務管理等の体制 の整備が行われている場合 (1月につき) | 6,000 円 | 600 円 |
| 緊急時訪問 看護加算 II | (1) 利用者の同意を得て、利用者又はその 家族からの看護に関する相談に常時対 応できる体制にある場合 (1月につき) | 5,740 円 | 574 円 |
| 特別管理加算I | 特別な管理を必要とする利用者に対し、 | 5,000 円 | 500 円 |
| 特別管理加算Ⅱ | サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき) | 2,500 円 | 250 円 |
| 退院時共同指導 加算 | 病院等に入院中で、退院時病院と連携し て在宅療養の指導を行った場合 | 6,000 円 | 600 円 |
| ターミナルケア 加算 | 利用者の死亡日前 14 日以内に 2 回以上 ターミナルケアを行った場合 (当該月につき) | 25,000 円 | 2,500 円 |

| 加算の種類 | 加算の要件 | 加算額 | |
|--------------------------------|--|---------|----------|
| 加异沙俚短 | 加昇の安件 | 基本利用料 | 利用者負担金 |
| 長時間訪問 看護加算 | 特別な管理を必要とする利用者に対して 1時間30分以上の訪問看護を行った場合 (1回につき) | 3,000 円 | 300 円 |
| サービス提供 体制強化加算 | 当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき) | 60 円 | 6 円 |
| 特別地域 訪問看護加算 | 当事業所が特別地域に所在する場合 | 所定基本和 | 川用料の 15% |
| 小規模事業所 加算 | 当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの延べ訪問回数が100回以下の小規模事業所である場合 | 所定基本和 | 川用料の 10% |
| 中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算 | 中山間地域において、通常の事業の実施 地域以外に居住する利用者へサービス提 供した場合 | 所定基本和 | 利用料の 5% |
| 専門管理加算 | 指定訪問看護事業所の「緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師」または「特定行為研修を修了した看護師」が訪問看護の実施に関する計画的管理を行った場合(1月につき) | 2,500 円 | 250 円 |
| 遠隔死亡診断補助 加算 | 情報通信機器を用いた在宅での看取りに 係る研修を受けた看護師が、医師の指示 に基づき、情報通信機器を用いて医師の 死亡診断の補助を行った場合 (当該月につき) | 1,500 円 | 150 円 |
| 口腔連携強化加算 | 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関と介護支援専門員に評価の結果を情報提供した場合(1月につき) | 500 円 | 50 円 |

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

| 減算の種類 | 減算の要件 | 減算額 |
|---------------------------------------|---|----------------------------|
| 業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス その他のサービス | 感染症や災害が発生した場合でも必要 な介護サービスの提供を継続的に実施 する為の業務継続計画が未策定の場合 | 所定基本利用料の 3% 所定基本利用証の 1% |
| 高齢者虐待防止処置 未実施減算 | 虐待の発生又はその再発を防止する為 の措置が講じられていない場合 | 所定基本利用料の 1% |
| 身体拘束廃止未実施減算 | 身体的拘束等の適正化を図るための措 置が講じられていない場合 | 所定基本利用料の 1% |

(2) 医療保険による訪問看護の利用料

| | | | 7.1 m | +v. 4z 1m +r= ~ | пд |
|----------------------------|---------------|--------|-----------|-----------------|-------|
| 項目 | | 料金 | 利用者負担額の目安 | | |
| | | | 1割 | 2 割 | 3割 |
| 訪問看護基本療養費 I | 週3日目まで | 5,550 | 555 | 1,100 | 1,665 |
| (1日につき) ※1 | 週4日目以降 | 6,550 | 655 | 1,310 | 1,965 |
| 訪問看護基本療養費Ⅱ | 週3日目まで | 2,780 | 278 | 556 | 834 |
| (1 日につき) ※2 | 週4日目以降 | 3,280 | 328 | 656 | 984 |
| 訪問看護基本療養費Ⅲ | % 3 | 8,500 | 1,285 | 2,570 | 3,855 |
| 管理療養費 | 1月目 | 7,440 | 744 | 1,488 | 2,232 |
| (1 日につき) | 2 日目以降 | 3,000 | 300 | 600 | 900 |
| 乳幼児加算 / 幼児加算 | | 1500 | 150 | 300 | 450 |
| 難病等複数回訪問加算 | 1日2回 | 4,500 | 450 | 900 | 1,350 |
| | 1日3回以上 | 8,000 | 800 | 1,600 | 2,400 |
| 緊急訪問看護加算(診療 | 所または在宅療養支 | 2,650 | 265 | 530 | 795 |
| 援病院指示のもと緊急訪 | 問(1 日につき) | 2,000 | 200 | 550 | |
| 複数名訪問看護加算 | 看護師・PT 等 | 4,500 | 450 | 900 | 1,350 |
| (適応時) | 准看護師 | 3,800 | 380 | 760 | 1,140 |
| | 看護補助者 | 3,000 | 300 | 600 | 900 |
| 長時間訪問看護加算 / | 90分 | 5,200 | 520 | 1,040 | 1,560 |
| (要件により1~3回) | | 0,200 | 920 | 1,040 | 1,000 |
| 24 時間対応体制加算(月 | 1回) | 6,400 | 640 | 1,280 | 1,920 |
| 特別管理加算 I | | 5,000 | 500 | 1,000 | 1,500 |
| 特別管理加算 Ⅱ | | 2,500 | 250 | 500 | 750 |
| 退院時共同指導加算(適 | 応時) | 8,000 | 800 | 1,600 | 2,400 |
| 特別管理指導加算(適応 | 時) | 2,000 | 200 | 400 | 600 |
| 退院支援指導加算(適応 | 時) | 6,000 | 600 | 1,200 | 1,800 |
| 在宅患者連携指導加算(適応月/月1回) | | 3,000 | 300 | 600 | 900 |
| 夜間・早朝訪問看護加算(6~8 時/18~22 時) | | 2,100 | 210 | 420 | 630 |
| 深夜訪問看護加算(22時~翌6時) | | 4,200 | 420 | 840 | 1,260 |
| 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 | | 2,000 | 200 | 400 | 600 |
| (適応月/月2回まで) | (適応月/月 2 回まで) | | 200 | 400 | 000 |
| 訪問看護情報提供療養費 | (月1回) | 1,500 | 150 | 300 | 450 |
| 訪問看護ターミナルケア | 療養費 (適応時) | 25,000 | 2,500 | 5,000 | 7,500 |
| | | | | | |

(単位:円)

- ※1:1回の訪問は30分~1時間半以内となっています週4日以上の訪問は特別訪問看 護指示書が出た場合となります。
- ※2:同一建物居住者への訪問で、1日に3人以上訪問した場合の利用料となります。
- ※3:入院中で、在宅療養に備えて一時的に外泊している方が対象です。
 - *介護保険や医療保険でカバーできない内容については別途有償サービスとなります。

(3) キャンセル料

利用予定日の当日にサービス提供をキャンセルした場合、キャンセル料をいただきます。ただし、ご利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合、キャンセル料は不要とします。

- ※ 利用予定日前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料は不要です。
- ※ キャンセル料は、交通費等の実費を勘案して決定する。

(4) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用さる場合は、サービスの提供に際し要した交通費の実費をいただきます。

※ 交通費当の実費を勘案して決定する。

(5) 実費

エンゼルケア 12,000 円 衛生材料費(物品により金額がことなります)

(6) 利用料金のお支払方法

上記(1)から(4)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払ください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払い を受けた後に差し上げます。

| 支払方法 | 支払要件等 |
|------|-------------------------------|
| 口座引落 | サービスを利用した月の翌月の27日(祝休日の場合は直後の平 |
| | 日)に、ご利用者様が指定する下記の口座より引き落とします。 |
| 現金払い | サービスを利用した月の翌月に、現金でお支払ください。 |

9. 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問看護ステーションでのサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用等は、主治医やケアマネと調整した上で、追加することができます。

この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出て下さい。 サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護員の稼働状況により契約者 の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提 示して協議します。

10. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、 必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い、支持を求める等、必要な措置を講じます。

| 主治医 | 氏 名 医療機関 住 所 電話番号 |
|----------------|----------------------------|
| 緊急連絡先 (家族等) | 氏 名 住 所 電話番号 |

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護 支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要 な措置を講じます。

12. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問看護員

サービス提供時に、担当の訪問看護員を決定します。

※ ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護員が交替してサービス を提供します。

13. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

ステーションに対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口(担当者) かりゆしぬ村指定訪問看護ステーション

○ 所在地 沖縄県名護市字宇茂佐 1873 番地の 1

○ 電話番号 0980-53-5580

○ 受付時間 月曜日 ~ 金曜日

 $9:00 \sim 17:00$

○ 担当職員(管理者) 長山 貴子

(2) 行政機関その他相談、質問窓口

| 名護市役所 介護長寿課 | 名護市港一丁目1番1号 受付時間 月曜日 ~ 金曜日 9:00 ~ 17:00 (祝・休日、6/23・12/29~1/3を除く) | 0980-53-1212 |
|-------------------------------------|--|--------------|
| 沖縄県庁 子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課 | 那覇市泉崎一丁目 2 番 2 号 受付時間 月曜日 ~ 金曜日 9:00 ~ 17:00 (祝・休日、6/23・12/29~1/3を除く) | 098-866-2214 |
| 沖縄県社会福祉協議会 沖縄県福祉サービス 運営適正化委員会 | 那覇市首里石嶺町4丁目 373-1 受付時間 月曜日 ~ 金曜日 9:00 ~ 17:00 (祝日・年末年始は除きます。) | 098-882-5704 |

14. 協力医療機関

| 医療機関の名称 | 所在地 | 診療科 |
|------------------------|------------------|---------------------------------------|
| かじまやリゾートクリニック (嘱託医) | 名護市宮里 518 番地 2 | 内科、婦人科、小児科 |
| もとぶ記念病院 (嘱託医) | 本部町字石川 972 番地 | 内科・精神科・老年精神科 |
| 医療法人タピック宮里病院 | 名護市字宇茂佐1763番地の2 | 内科・精神科・神経内科 理学療養科・BH 人間ドック |
| 沖縄県立北部病院 | 名護市大中2丁目12番3号 | 総合 |
| 北部地区医師会病院 | 名護市字宇茂佐1712番地の3 | 内科・外科・整形外科 循環器科・内分泌代謝科 透析・人間ドック |
| こうげん歯科医院 | 名護市宮里1丁目1番52号 | 一般歯科・小児歯科 矯正歯科・口腔外科 |
| とよはら歯科 | 名護市字豊原 169 番地の 1 | 歯科(訪問歯科診療) |

| 指定訪問看護ステーションでのサービス提供開始に際し、 | 本書面に基づき重要事項 |
|----------------------------|-------------|
| 説明を行いました。 | |

令 和 年 月 日

| л т Д п | | | | | |
|--------------------|----------|--------------|--------|-------------|-------|
| 事業者 | 住所神縄 | 県名護市学 | 产学茂佐 1 | 873番地1 | |
| 事美 | 全者名 社会社 | 畐祉法人 | 松籟会 | | |
| | 代表者 | 針氏名 理 | 事長 仲 | 兼久 文政 | (EII) |
| 説明者 | 所属 かり | ゆしぬ村 | 指定訪問 | 看護ステーシ | /ョン |
| | 管理者: 長 | 山 | 子 | | |
| | 氏名: | | | <u>(ii)</u> | |
| 私は、本書面に基づいて上記事 | 1項の説明を受け | ました。 | | | |
| 利用者(住所) | ŕ | | | | |
| 氏名 | 1 | | | <u> </u> | |
| 私は、本人に代わり、上記署名 | を行いました。 | | | | |
| 私は、本人の意思を確認しまし | た。 | | | | |
| 署名代行者 | 住所 | | | | |
| | 氏名 | | | <u>(fi)</u> | |
| | 本人との関係_ | | | | |